

令和2年度から令和6年度までの定員合理化目標数について
(内閣人事局長通知)

1. 国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（平成26年7月25日閣議決定）に基づき、各府省の直近の定員の動向等を反映して、令和2年度から令和6年度までの5年間の内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の合理化目標数を別表のとおり決定する。
2. 各府省は、本通知に基づき、毎年度の予算編成過程において、所要の定員合理化の要求を行うこととする。また、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（総務大臣決定）に基づいて業務改革を推進し、別表の定員合理化目標数のうち括弧内に掲げる数（業務改革に係るもの）の範囲内で、定員の再配置の要求を行うことができることとする。
3. 各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める合理化目標数（業務改革に係るものを除く）の1／5の員数の定員を合理化するものとする。また、業務改革に係るものについては、5年の計画期間内において、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、各年度に実施する合理化の員数を定めるものとする。
4. 計画期間中に事情の変更等が生じた場合には、必要に応じ、各府省の合理化目標数の見直し等を行うものとする。
5. 令和6年度までの各府省の定員管理の状況等を踏まえつつ、次期（令和7年度から5年間）の定員合理化目標数の算定方法について、必要に応じ見直しを行うものとする。
6. 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に基づく既存業務の抜本見直しの結果を踏まえ、新たな機構・定員管理体制について検討を行う。

別 表

府 省 名	令和元年度末定員	定員合理化目標数
内 閣 の 機 関	1, 2 4 5	9 1 (4 4)
内 閣 府	2, 3 9 3	2 5 9 (9 3)
宮 内 庁	1, 0 6 1	6 4 (3 1)
公 正 取 引 委 員 会	8 4 0	7 0 (3 3)
国 家 公 安 委 員 会	7, 9 7 5	7 2 0 (3 1 4)
個 人 情 報 保 護 委 員 会	1 3 1	1 0 (5)
金 融 庁	1, 6 0 8	1 4 4 (6 3)
消 費 者 庁	3 6 3	3 0 (1 2)
復 興 庁	2 1 2	0 (0)
総 務 省	4, 7 7 3	5 0 3 (1 8 7)
公 害 等 調 整 委 員 会	3 5	3 (1)
法 務 省	5 4, 1 5 1	5, 3 7 2 (2, 1 3 6)
外 務 省	6, 2 8 1	6 4 5 (2 4 3)
財 務 省	7 2, 1 5 7	7, 1 6 2 (2, 8 6 5)
文 部 科 学 省	2, 1 3 3	2 1 9 (8 3)
厚 生 労 働 省	3 1, 8 2 0	3, 3 9 4 (1, 2 5 7)
農 林 水 産 省	2 0, 7 4 7	2, 8 2 0 (8 1 5)
経 済 産 業 省	7, 9 9 0	8 3 7 (2 9 5)
国 土 交 通 省	5 8, 4 9 6	6, 1 7 6 (2, 2 9 4)
環 境 省	3, 1 7 3	2 4 9 (9 1)
防 衛 省	2 0, 9 0 3	2, 1 5 9 (8 2 6)
合 計	2 9 8, 4 8 7	3 0, 9 2 7

(注1) 定員合理化目標数の欄の()内は、業務改革に係るものであり、内数。

(注2) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。